



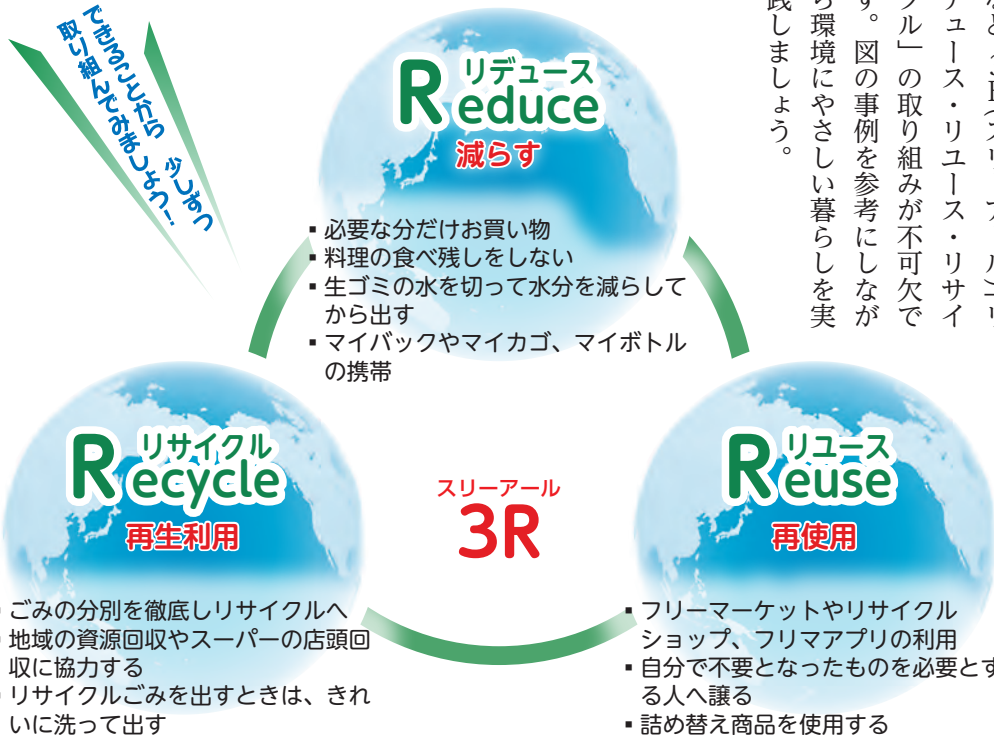
豊かな自然を未来へ！

6月 は 環境月間 です

町は、第三次総合計画後期基本計画に「豊かで誇れる自然を守り育て子どもたちにつないでいくまち」を施策の大綱の1つとして掲げるとともに、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、カーボンニュートラルの実現を目指しています。私たちが生活する上で、環境を守るためにできることはたくさんあります。6月の環境月間に合わせて、皆様のご協力をお願いします。☎町民課環境対策室 ☎ 692-6403

ライフスタイルの
キーワードは「3R」

環境負荷を減らすためには、日々の暮らしにおいて「ものを大切に」「ごみを出さない」「資源を大切に使う」など、3R（スリーアール）「リデュース・リユース・リサイクル」の取り組みが不可欠です。図の事例を参考にしながら環境にやさしい暮らしを実践しましょう。



〈表1〉ごみ排出・資源化量内訳

	2024年度	2025年度	前年度比較	
ごみ総排出量 (ト)	5,705	5,325	△ 380	
資源化量 (ト)	1,306	1,225	△ 81	
内訳	資源ごみ資源化量	474	418	△ 56
	給食加工残渣等資源化量	7	6	△ 1
	集団資源回収量	310	305	△ 5
	使用済み食用油回収量	1	1	—
	使用済み小型家電回収量	4	5	1
	メタル・スラグ回収量	510	490	△ 20
一人1日当たりごみ排出量 (㍑)	1,038	990	△ 48	
リサイクル率 (%)	23.1	23.0	△ 0.1	

町から出るごみの量
現状は？

左表のとおり、町の2025年度のごみの排出量は、全体で5325トン。2024年度と比較して減少しています。が、一人1日当たりのごみ排出量は県内でも多い状況が続いています。



2024年度より、ごみの量がちよっと減ったんだって！これからもごみの減量に協力してね。



地域ですすめよう

リサイクル！

町は、地域における各種団体（自治会、子供会など）が、資源ごみのリサイクルを目的とした資源回収を行った場合に奨励金を交付しています。

2025年度は23団体が登録し、延べ85回の資源回収が行われ、約305トンが資源化されるなど、ごみ処理量の削減とリサイクルの推進に大きく貢献していただきました。

家庭や職場から環境に配慮した行動の実践を！

町は、国が推進する「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を意識した地球温暖化対策につながる行動やライフスタイルの実践を、町民や事業者の皆さんに広く求めています。

まずは照明などをこまめに消す、冷暖房の設定温度に気を付ける、クールビズやウォームビズの実践など、できることから環境に配慮した行動の実践にご協力ください。

特定外来生物の繁殖による被害を防ぎましょう！

外来生物のうち、特に生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものは、国で「特定外来生物」に指定されており、町内でも「オオハンゴンソウ」「オオキンケイギク」といった植物が繁殖しています。



オオハンゴンソウ

ご自宅の庭やご自身の所有地で見かけた際は、次のとおり駆除をお願いします。

【駆除の方法】

- ①スコップなどを使って、根から引き抜く。
- ②天日にさらして枯らす、または袋に入れて腐らせる（生きたままの運搬は種の飛散防止のため、禁止されています）。
- ③袋に入れて普通ごみとして処理する。

環境保全活動奨励金制度の紹介

特定外来生物の繁殖範囲が

広範囲に及ぶ場合などに対し、地域住民による駆除作業への経費支援として、環境保全活動奨励金制度を創設しました。補助上限額は5万円です。詳しくは、町民課環境対策室までお問い合わせください。

拠点回収事業を

ご利用ください！

町はリサイクルを進めるため、「使用済み食用油」「古着・古布」「使用済み小型家電」の拠点回収を行っています。拠点回収場所は下記のとおりです。

生ゴミ処理機を購置して

ゴミ減量化を！

ゴミの減量化を推進するため、電動生ゴミ処理機の購入に対する補助制度を再開しましたので、ぜひご利用ください。



小型家電回収ボックス

〈表2〉拠点回収するものと回収場所

拠点回収するもの	拠点回収場所
使用済み食用油	役場駐輪場、健康センター、雫石・御所・御明神・西山公民館、福祉作業所かし和の郷、ジョイス雫石店、ビッグハウス雫石店、まいどど～も、エコープ御所店、町民憩の家鶯宿集会所、なかゆ食品
古着、古布	役場駐輪場、雫石・御所・御明神・西山公民館、しずく×CAN
使用済み小型家電	役場正面玄関、中央・雫石・御所・御明神・西山公民館



町ホームページはこちら

不法投棄は犯罪です！ 監視の目で追放しましょう！

町は、不法投棄の抑止と早期発見に努めるため、監視員による巡回パトロールを実施しています。

公共の場所や他人の土地にごみを捨てるのはもちろんのこと、自分の所有地であっても、みだりにごみを捨てることは不法投棄に該当します。不法投棄物の撤去については、不法投棄を行った人の責任において行われるべきものですが、行為者が特定できない場合、土地の占有者や管理者が自ら撤去することになります。不法投棄されにくい環境を整えるとともに不法投棄があった際は警察にも通報してください。

「しない」「させない」。皆さんの監視の目で不法投棄を追放しましょう。



町税は期限内に納めましょう

町税は、町の行政サービスを支える大切な財源です。納税は国民の義務であり、病気や災害などのやむを得ない理由で一時的に納められないケースを除き、多くの皆さんは、納期限内に税金を納めています。一方で、納めることができる経済状況にもかかわらず、滞納になっているケースもあります。町は税負担の公平性確保と行政サービス充実のため、滞納に対し、次のような取り組みを進めています。☎税務課管理収納係 ☎601-5427

納税相談への対応

本人などからの申し出により、役場庁舎での納税相談に対応します。また、一括納付が困難な場合、一定の要件を満たしていれば分割納付もお受けします。

岩手県地方税特別滞納整理機構への移管

滞納額が高額な場合や催告に応じない場合などは、「岩手県地方税特別滞納整理機構」に滞納整理事務を移管する場合があります。

同機構は移管された滞納者について財産調査や搜索、差押え、公売などを行います。



滞納処分の流れ

督促・催告

各税目・期別の納期限から **20 日以内に督促状を発送**。
それでも納付がない場合、文書などで**納税の催告**。

財産調査

督促状などを送付しても、なお納付がない場合、金融機関、勤務先などに対し、**財産調査**。
財産の所有状況が不明な場合などは、自宅などの**家宅搜索**。

財産差押え

財産調査で判明した**財産の差押え**。

換価・配当

差押え財産は、**取立てや公売**により換価（換金）。
換価して得た代金は滞納町税に充当。

※財産調査や搜索、差押えは、法令に基づいて行うもので、裁判所の令状を必要とせず、事前の告知なしで行えます。

滞納処分の例

預貯金

金融機関の取引状況を調査します。預金から強制的に徴収し町税に充当します。差押え中は預貯金の引き出しができません。



給与

勤務先へ給与支払状況の調査を行います。
給与から強制的に徴収し、町税に充当します。



生命保険

保険会社へ契約内容の調査を行います。
生命保険を強制的に解約し、返戻金を町税に充当します。



不動産

不動産登記簿に「**差押**」と記載されます。抵当権者などに通知することで、支払いを即時に迫られる可能性があります。
自由に売却することができなくなり、公売の対象となります。



自動車

自動車の処分などができなくなります。タイヤロックを行い、運行不可能となります。
完納とならない場合は、公売の対象となります。



搜索

滞納者の住居（店舗・営業所などを含む）の搜索を行い、発見された財産（現金、有価証券、貴金属など）を差押えします。
完納とならない場合は、差押えした財産を公売します。



督促や財産調査、差押えなどの滞納整理には多くの費用が発生します。その費用も納税者の皆さんからの貴重な税金によって賄われています。町税を有効に活用するためにも、納期限内の自主的な納付にご協力をお願いします。



遊休農地などの確認

農地パトロールを実施します

町農業委員会は、6月下旬から7月上旬に遊休農地や遊休化の恐れのある農地を確認する農地パトロール（農地利用状況調査）を行います。

農業委員と農地利用最適化推進委員が町内全域を見回り農地を確認します。パトロールの際は農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。



▶ 昨年度の農地パトロールの様子

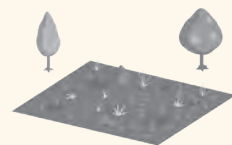


遊休農地とは

- 過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作されないと見込まれる農地のこと。
- 農業上の利用程度がその周辺農地より著しく劣っていると認められる農地のこと。

農地管理を怠ると…

雑草の繁殖による鳥獣被害や害虫の温床となるほか、不法投棄、火災の原因になるなど、周辺農業者や地域住民に多大な迷惑がかかる恐れがあります。農地の管理は適正に行うようお願いします。



忘れずに必ず届出を

農地の現状変更・相続時には届出が必要です！

「盛土や切土などを行い農地の改善をしたい」、「畦畔^{けいはん}を除去し広くして耕作したい」など農地の現状変更を行う場合や、相続で農地の権利を取得した場合は届出が必要です。

① 農地の現状変更

農地を農地として利用するために、現状を改善して作業効率を高める目的で農地に手を加える場合は届出が必要です。農業委員会の同意を得ずに現状変更を行った場合は、工事中止や現状回復命令が発せられる場合があります。

② 農地の相続

相続などで農地の権利を取得した場合は届出が必要です。法務局で相続登記が完了した後に、農業委員会へ届出をお願いします。



農地などの手続きについて

農業者年金に加入しませんか？

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
- 一定の要件を満たす人には、月額最大「1万円の保険料補助」
- 保険料は「全額社会保険料控除の対象」

農業者年金加入には次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- 国民年金第1号被保険者であること（60歳以上は任意加入者被保険者）
- 年間60日以上農業に従事していること
- 65歳未満であること